

◎社会福祉法人に係る設立・解散・合併の認可に係るフロー図



食中毒に伴う行政処分(営業禁止・営業停止)

業務フロー	実施機関	実施者	決裁権者	関係法令
探知	生活衛生監視事務所	保健副主幹、担当係長、係員		
↓				
調査(患者・施設)	生活衛生監視事務所	保健副主幹、担当係長、係員		・食品衛生法第58条 ・大阪市食品衛生法 施行細則第4条
↓				
調査結果の報告	生活衛生監視事務所	保健副主幹、担当係長、係員		
↓				
食中毒の判断	生活衛生監視事務所	生活衛生監視事務所長、保健主幹、保健副主幹		食品衛生法第6条
↓				
進達文決裁 (保健所長から健康局長 へ行政処分の進達)	生活衛生監視事務所	(決裁ルート) 係員→担当係長→保健副主幹→保健主幹→生活衛生監視事務所長→生活環境担当部長→保健所長	保健所長	
↓				
行政処分の判断	生活衛生課	生活衛生担当部長、生活衛生課長、保健主幹		食品衛生法第55条
↓				
(市長名による) 指令書決裁	生活衛生課	(決裁ルート) 係員→担当係長→生活衛生課長代理→保健主幹→生活衛生課長→生活衛生担当部長→首席医務監→健康局長	市長 (健康局長専決)	
↓				
指令書交付	生活衛生監視事務所	生活衛生監視事務所長		
↓				
営業禁止・営業停止				

屋外広告物の許可業務について

○屋外広告物の許可について

- ・屋外に広告物を掲出する際には市長の許可が必要
(根拠：屋外広告物法、大阪市屋外広告物条例等)

○対象物件

- ・建築物の壁面や屋上へ設置される広告物（看板）
- ・建築物から道路上へ突出して設置される突出看板、電柱看板等
(平成 23 年度実績 約 25,000 基)

(申請者は上記広告物を「掲出しようとする者」なので、特定の事業者、団体ではなく、広告主、建物所有者、店舗設置者等多岐にわたる)

○具体的な手続き

申 請 受 付

- ・窓口にて必要書類、記入内容等のチェック
- ・禁止されている地域への掲出ではないか、定められた構造、大きさの範囲内であるか、必要な関係先との協議がなされているか等
- ・物件ごとの手数料の確認、収受

↓

決裁文書作成

(受付及び決裁文書の作成は主に担当者が分担)

↓

内 部 審 査

- ・上記項目の審査 (主に係長以上が分担)

↓

意 思 決 定 (決裁)

- ・定例のもの 課長決裁
- ・異例なもの、重要なもの (部長決裁) 局長決裁

↓

施 行 (許可書の交付)